

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

◇規

則 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則(税務課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

- 一 納税貯蓄組合補助金の交付対象税目のうち「料理飲食等消費税」の名称を「特別地方消費税」に改めることとした。
- 二 新たに設立した組合に対して交付する補助金の交付要件について所要の規定の整備をすることとした。
- 三 一 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 二 この改正は、昭和六十二年六月一日以後に設立した組合について適用することとした。

規 則

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

- 一 一般旅券の発給等の手数料のうち県の収入となる額については、証紙による収入の方法により徴収することとした。
- 二 この規則は、平成元年六月一日から施行することとした。

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改める。

第六条第一項第一号中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 新たに設立した組合が、設立後初めて前条の計算期間中に第一号に規定する納付書又は納入書を取り扱った場合には、一万円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県納税貯蓄組合規則第六条第一項第三号の規定は、昭和六十二年六月一日以後に設立した組合について適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(1)を(2)とし、(4)から(6)までを一ずつ繰り下げ、(3)の次に次のように加える。

- (4) 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項の規定に基づく手数料（同条第二項の規定により県の収入とされるものに限る。）

附 則

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】